申請する免許		根拠規定
幼稚園	大学等で単位を修得(教育実習(実務での振替も含む)を含 む。)	別表第1
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第3
	小学校での実務経験を基に免許を取得(隣接校種)	別表第8
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
	保育士の実務経験を基に免許を取得 (令和7年3月までの特例制度)	法附則第18項
小学校	大学等で単位を修得(教育実習(実務での振替も含む)を含 む。)	別表第1
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第3
	幼稚園又は中学校での実務経験を基に免許を取得(隣接校種)	別表第8
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
中学校	大学等で単位を修得(教育実習(実務での振替も含む)を含 む。)	別表第1
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第3
	他教科の免許を取得	別表第4
	小学校又は高校での実務経験を基に免許を取得(隣接校種)	別表第8
高等学校	大学等で単位を修得(教育実習(実務での振替も含む)を含 む。)	別表第1
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第3
	他教科の免許を取得	別表第4
	中学校での実務経験を基に免許を取得(隣接校種)	別表第8
特別支援学校	大学等で単位を修得	別表第1
	実務経験を基に免許を取得	別表第7
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第7
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
	既に所持している特支免許に領域を追加	法第5条の2第3項
養護	大学等で単位を修得(教育実習(実務での振替も含む)を含む。)	別表第2
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第6
栄養	大学等で単位を修得(教育実習を含む。)	別表第2の2
	実務経験を基に上位免許を取得	別表第6の2
	学校栄養職員の実務経験を基に免許を取得	法附則第17項

[※]上記以外の取得方法については直接お電話にてお問合せください。(092-643-3894)